

# 学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

## 目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
  - 第二章 削除
  - 第三章 役員及び顧問（第十一条―第二十四条）
  - 第四章 理事会（第二十五条―第二十八条）
  - 第五章 評議員会（第二十九条―第四十四条）
  - 第六章 商議員会（第四十五条）
  - 第七章 資産及び会計（第四十六条―第五十四条）
  - 第八章 収益事業（第五十五条・第五十六条）
  - 第九章 基本規定（寄附行為）の変更（第五十七条）
  - 第十章 合併及び解散（第五十八条・第五十九条）
  - 第十一章 公告（第六十条）
- 附則
- 第一章 総則
- （名称）
- 第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。
- （事務所の所在地）
- 第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。
- （目的）

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 学校

ア 中央大学

大学院 法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究科・総合政策研究科・法務研究科（専門職大学院）

法科大学院）・戦略経営研究科（専門職大学院）・国際情報研究科

法学部 法律学科・国際企業関係法学科・政治学科

法学部通信教育課程

経済学部 経済学科・経済情報システム学科・国際経済学科・公共・環境経済学科

商学部 経営学科・会計学科・国際マーケティング学科・金融学科

理工学部 数学科・物理学科・都市環境学科・精密機械工学科・電気電子情報通信工学科・応用化学科・ビジネスデータサイエンス

ス学科・情報工学科・生命科学科・人間総合理工学科

文学部 人文社会学科

総合政策学部 政策科学科・国際政策文化学科

国際経営学部 国際経営学科

国際情報学部 国際情報学科

イ 中央大学高等学校 定時制課程 普通科

ウ 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

エ 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

オ 中央大学附属中学校

カ 中央大学附属横浜高等学校 全日制課程 普通科

キ 中央大学附属横浜中学校

二 研究所

ア 日本比較法研究所

イ 中央大学経理研究所

ウ 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 削除

第四条 削除

第五条 削除

第六条 削除

第七条 削除

第八条 削除

第九条 削除

第十条 削除

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十一条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。

一 理事 十九人以上二十五人以内

二 監事 二人又は三人

(理事の選任)

第十二条 次に掲げる者を、この法人の理事とする。

一 学長、学部長及び事務局長

二 大学院研究科長で互選した者一人

三 評議員その他の者十人以上十四人以内

2 前項第三号の理事は、理事選考委員会（以下この章において「選考委員会」という。）の選考した候補者について、評議員会が選任する。

3 前項の規定は、第一項第三号の理事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

4 学長、学部長、大学院研究科長及び事務局長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

5 第一項第二号の理事の互選について必要な事項は、別に定める。

6 第一項第三号の理事には、その選任の際、この法人の役員又は教職員でない者が含まれるようにしなければならない。

（選考委員会の構成）

第十三条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 学長

二 各学部長及び各大学院研究科長

三 大学院研究科委員長で互選した者二人

四 研究所長（大学附置研究所の所長を含む。）で互選した者一人

五 高等学校長で互選した者一人

六 評議員会議長・副議長

七 中央大学学員会会長

八 評議員会で互選した者十五人（この法人の専任教職員を除く。）

九 事務局長

（理事候補者の推薦等）

第十四条 第十二条第一項第三号の理事候補者の推薦については、別に定める。

（選考委員会の議事）

第十五条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2 選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

6 前項の場合において、理事候補者の選考の際に、出席委員の三分の二以上の多数により決定することができないときは、委員総数の過半数により決定する。ただし、委員総数の過半数により決定することができないときは、相対多数により決定することができる。

(理事長)

第十六条 理事長は、第十二条第一項第三号の理事のうちから理事会が選任する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(常任理事の選任)

第十七条 理事会は、第十二条第一項第三号の理事のうちから常任理事若干人を選任する。

(監事の選任)

第十八条 監事は、理事会が選出した候補者について、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は、この法人の理事、評議員又は教職員と兼ねることができない。

3 第一項の規定は、監事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

4 理事会は、監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十九条 役員（第十二条第一項第一号及び第二号の理事を除く。）の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員の残任期間とする。

2 役員（第十二条第一項第一号及び第二号の理事を除く。）は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会における理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会における出席評議員の三分の二以上の議決をもって、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの基本規定（寄附行為）に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

4 前項の役員が、第十二条第一項第一号又は第二号の理事であるときは、解任の審議に当たって、当該理事の選出又は選任機関（学部長又は研究科長については、当該理事の所属する教授会）の意見を求めなければならない。

（理事長及び理事の職務権限）

第二十条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。

3 理事長以外の理事は、この法人を代表しない。

（理事長の職務委任）

第二十一条 理事長は、理事会の承認を得て、この法人の設置する大学に関する事項について学長たる理事に委任することができる。

2 理事長は、理事会の承認を得て、特定の事項について常任理事に委任することができる。

（常任理事の職務権限）

第二十二条 常任理事は、理事長を補佐し、その担任意務を処理する。

（監事の職務権限）

第二十三条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの

基本規定（寄附行為）に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

2 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの基本規定（寄附行為）に違反する行為をし、又はこれらの行為をおそれがある場合において、当該行為によつてこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### （顧問）

第二十四条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、重要な業務について、理事長の諮問に応え意見を述べることができる。

#### 第四章 理事会

##### （理事会）

第二十五条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、この法人の一切の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事長が前項ただし書による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で会議を招集することができる。

5 理事会の議長には、理事長が当たる。

6 理事長に事故があるとき又は付議された事項について特別の利害関係があるときは、常任理事のうちから議長を定めるものとする。

7 前二項の規定にかかわらず、第四項又は第二十三条第二項に基づき理事会を招集した場合の議長は、出席した理事の互選によるものとする。

(理事会の議事)

第二十六条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。ただし、第四項の規定による除外のため過半数に達しないときの議事は、議決に加わることができる理事の過半数をもって行う。

2 理事会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席理事の過半数（前項ただし書の場合にあつては、議決に加わることができる理事の過半数）で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 法人の合併及び解散に関する議事は、理事総数の三分の二以上の多数によつて決定する。

4 理事会に付議された事項について、特別の利害関係を有する理事は、その議事及び議決に加わることができない。

5 理事会の承認を得た議事に関する記録は、議長が記名押印し、事務局長が保管する。

6 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事に関する記録に記載しなければならない。

7 この基本規定（寄附行為）に規定するもののほか、理事会の議事運営に関して必要な事項は別に定める。

(特定事項の調査及び検討)

第二十七条 理事会は、その決定するところにより、特定の事項についての調査・検討を理事に担当させることができる。

(教務役員会及び執行役員会)

第二十八条 理事会において決定した基本方針に基づき、教務事項の具体的施策に関して決定し、又は理事会に付議する事項について事前協議するため、教務役員会を置く。

2 理事会において決定した基本方針に基づき、法人事項の具体的施策に関して決定し、又は理事会に付議する事項について事前協議するため、執行役員会を置く。

3 教務役員会及び執行役員会に関する規則は、別に定める。

## 第五章 評議員会

(評議員会)

第二十九条 この法人に評議員会を置き、百五十人以内の評議員をもって組織する。

(評議員の選任区分等)

第三十条 次に掲げる者をこの法人の評議員とする。

- 一 理事長及び学長
  - 二 学部長及び大学院研究科長
  - 三 高等学校長
  - 四 年齢二十五歳以上であるこの法人の専任教職員から選任された者四十四人以内
  - 五 年齢二十五歳以上であるこの法人の学員から選任された者八十七人以内
  - 六 学識経験者その他の者から選任された者若干人
- 2 前項第五号の評議員には、現にこの法人の専任教職員である者を含まない。
- 3 第一項第五号の学員は、次に掲げる者とする。
- 一 この法人の設置する大学の卒業者及び大学院の修了者
  - 二 この法人の専任教職員
  - 三 この法人の設置する学校の前身たる学校（英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・専門部・工業専門学校）の卒業者
  - 四 財団法人中央大学から学員として推薦された者
  - 五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者
  - 六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者
- 4 監事は、その在任中評議員の被選資格を有しない。
- 5 第一項第四号から第六号までの評議員（以下「選任評議員」という。）が、同項第一号、第二号又は第三号に定める職に就いたときは、選任評議員の地位を失うものとする。
- （評議員の選任）
- 第三十一条 選任評議員は、評議員選考委員会（以下この章において「選考委員会」という。）の選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

2 前項の規定は、選任評議員の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

(選考委員会の構成)

第三十二条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

- 一 理事会で互選した者三人
- 二 学部長及び各学部教授会で選任した専任教授各一人
- 三 大学院研究科長及び各大学院研究科教授会で選任した専任教授各一人
- 四 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人
- 五 評議員会議長・副議長
- 六 選任評議員で互選した者二十人

2 前項第六号の評議員には、この法人の専任教職員及び任期満了となる評議員を含まない。

(選任評議員候補者の推薦)

第三十三条 選任評議員候補者の推薦については、別に定める。

(評議員選考委員会の議事)

第三十四条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

- 2 選考委員会に、委員長を置く。
- 3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。
- 4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 選考委員会の議事は、出席委員の過半数によって決定する。

(評議員の任期)

第三十五条 選任評議員の任期は、四年とする。

- 2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 評議員（第三十条第一項第一号又は第二号に規定する者で、かつ、理事を兼ねる者を除く。）が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会における評議員総数の三分の二以上の議決をもって、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの基本規定（寄附行為）に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

5 前項の評議員が、第三十条第一項第二号又は第三号に規定する者であるときは、解任の審議に当たって、当該評議員の選出又は選任機関の意見を求めなければならない。

（議長及び副議長）

第三十六条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員のうちから評議員会議長・副議長選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。

3 前項の規定は、議長又は副議長の補欠選任をする場合に準用する。

（評議員会議長・副議長選考委員会の構成）

第三十七条 評議員会議長・副議長選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 理事長

二 学長

三 中央大学学員会会長

四 理事長、学長及び中央大学学員会会長が推薦した評議員その他の者 八人

2 前項第四号に定める委員の推薦方法は、理事長、学長及び中央大学学員会会長の協議によるものとする。

（評議員会議長・副議長選考委員会の議事）

第三十八条 評議員会議長・副議長選考委員会は、理事長が招集する。

2 評議員会議長・副議長選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、理事長が当たり、会議を主宰する。

4 評議員会議長・副議長選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 評議員会議長・副議長選考委員会の議事は、出席委員の過半数によって決定する。

(議長・副議長の任期等)

第三十九条 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了の後においても後任の議長・副議長が就任するまでは、その職務を行う。この場合において、後任の議長

・副議長の任期は、就任した日から、前任者の任期満了期日の翌日から起算して二年となる日までとする。

3 補欠選任の議長・副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長・副議長の理事会出席)

第四十条 議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第四十一条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。ただし、第七項の規定による除斥及び第三十一条第一項ただし書のため過半数に達しないときの議事は、議決に加わることができる評議員の過半数をもって行う。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数（前項ただし書の場合にあつては、議決に加わることができる評議員の過半数）で決する。ただし、議長は、評議員として議決に加わることができない。

5 前項の議事において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

7 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、その議事及び議決に加わることができない。

8 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が記名押印し、事務局長が保管する。

9 この基本規定（寄附行為）に規定するもののほか、評議員会の議事運営に関して必要な事項は別に定める。  
（議決事項等）

第四十二条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 四 理事会が定める役員に対する報酬等の支給の基準
- 五 基本規定（寄附行為）の変更
- 六 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃
- 七 合併
- 八 私立学校法第五十条第一号及び第三号に掲げる事由による解散
- 九 残余財産の処分に関する事項
- 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員から報告を徴することができる。

（委員会）

第四十三条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

（名誉評議員）

第四十四条 この法人に功績顕著であった者を名誉評議員に委嘱することができる。

2 前項に定めるもののほか、名誉評議員に関する事項については、別に定める。

第六章 商議員会

（商議員会）

第四十五条 この法人に商議員会を置く。

2 商議員会は、理事長に対して意見を述べ、この法人の運営に寄与することを目的とする。

3 前二項に定めるもののほか、商議員会に関する事項は、別に定める。

#### 第七章 資産及び会計

##### (資産)

第四十六条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

##### (計算基準)

第四十七条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部科学大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

##### (資産処分の制限)

第四十八条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

##### (事業計画、予算及び事業に関する中期的な計画)

第四十九条 この法人の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、五年以上十年以内において理事会で定める期間ごとに、評議員会の議決を経なければならない。こ

れに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所（講座部）の予算に区分しなければならない。

4 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

（事業の実績及び決算）

第五十条 この法人の事業の実績及び決算は、毎会計年度の終了後二カ月以内に、評議員会に報告し、意見を求めなければならない。

2 前項に定める決算には、第二十三条第一項第四号に定める監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えるものとする。

（財務諸表等の備置及び閲覧）

第五十一条 この法人は、毎会計年度終了後二カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、第二十三条第一項第四号の監査報告書、理事会が定める役員に対する報酬等の支給の基準及びこの基本規定（寄附行為）を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の閲覧に供する場合において、この法人は、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第五十二条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 この基本規定（寄附行為）変更の認可を受けたとき、又はこの基本規定（寄附行為）変更の届出をしたとき この基本規定（寄附行為）の内容

二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

四 理事会が定める役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)

第五十三条 この法人は、役員に対して、理事会が定める役員に対する報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給する。  
(会計年度)

第五十四条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

## 第八章 収益事業

(種類)

第五十五条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

(利益金の処理)

第五十六条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

## 第九章 基本規定(寄附行為)の変更

(議決の方法)

第五十七条 この基本規定(寄附行為)の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

## 第十章 合併及び解散

(議決の方法)

第五十八条 この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第五十九条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

## 第十一章 公告

(公告)

第六十条 この法人が法令によつてする公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。

## 附則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和二十九年三月一日)から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年十月八日から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則（規程第四百二十五号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十一年十二月十六日）から施行する。

附 則（規程第四百二十六号）

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三三号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和六十三年五月十八日）から施行する。

附 則（規程第千七百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附 則（規程第千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千三百三十九号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年四月十九日）から施行する。

（経過措置）

2 理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によって新たに選任される理事から適用する。

附 則（規程第千三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成六年四月十九日）から施行する。

附 則（規程第千四百五十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成七年七月四日）から施行する。

附 則（規程第千五百十一号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年七月二十二日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第

三条第一項第一号に規定する理工学部一部・二部経営システム工学科については、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 理工学部一部・二部管理工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第千五百十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年十二月十九日）から施行する。

附 則（規程第千五百三十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成九年五月八日）から施行する。

附 則（規程第千六百二十六号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十年十二月二十一日）から施行する。

（役員等に関する経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する役員及び評議員（監事及び改正前の基本規定（寄附行為）第二十九条の規定により評議員となつた者を除く。）は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

（評議員会の定数に関する経過措置）

3 この基本規定（寄附行為）施行の日から平成十一年五月二十四日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「二百十四人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十九人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百二十一人以内」とし、平成十一年五月二十五日から平成十三年五月三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百九十三人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百九人以内」とし、平成十三年五月四日から平成十四年六月二十三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百七十人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「五十八人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「九十八人以内」とする。

（評議員の任期に関する特例）

4 第三十四条第一項の規定にかかわらず、平成十四年六月二十四日に就任する評議員のうち、二十二人については、その任期を平成十五年五月二十四日まで、十八人については、その任期を平成十七年五月三日までとして選任する。

附 則（規程第千六百九十二号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十一年九月二十七日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する法学部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科については、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 法学部一部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部一部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部一部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部一部数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第千七百十四号）

平成十一年十二月二十二日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第七百九十八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十三年九月二十八日）から施行する。

附 則（規程第八百三三号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十三年九月二十八日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）

第三条第一項第一号に規定する文学部文学科・史学科・哲学科・社会学科・教育学科については、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 文学部一部文学科・史学科・哲学科・社会学科・教育学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第八百一号）

平成十三年十二月二十日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第九百三十五号）

この基本規定（寄附行為）は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第九百四十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十五年十一月二十七日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する法務研究科（専門職大学院・法科大学院）については、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千三十四号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十六年八月二十四日）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の基本規定（寄附行為）第十一条、第十二条、第十六条及び第十九条の規定は、平成十七年五月二十六日以降の役員について適用し、平成十七年五月二十五日以前の役員については、なお従前の例による。

3 改正後の基本規定（寄附行為）第十三条及び第十四条の規定は、平成十七年五月二十六日以降に就任する役員の選任について適用し、この基本規定（寄附行為）の施行前に就任した役員の新欠選任については、なお従前の例による。

4 この基本規定（寄附行為）施行の日から平成十七年五月二十五日までの間は、改正後の基本規定（寄附行為）第二十五条の規定にかかわらず、学部長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

附 則（規程第二千三十五号）

この基本規定（寄附行為）は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千八十二号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十七年五月二日）から施行する。

（理事の選任に関する経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する理事及び平成十七年五月二十六日に就任する理事については、その任期中、この基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附 則（規程第二千百十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十七年九月三十日）から施行する。

附 則（規程第二千百七号）

この基本規定（寄附行為）は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千五百五十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十八年七月二十一日）から施行する。

附 則（規程第二千四百四十一号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 経済学部産業経済学科及び公共経済学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第二千二百一十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十九年七月三十日）から施行する。

附 則（規程第二千二百十号）

この基本規定（寄附行為）は、平成十九年五月二十六日から施行する。

附 則（規程第二千八百八十三号）

この基本規定（寄附行為）は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千二百六号）

この基本規定（寄附行為）は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千二百六十七号）

この基本規定（寄附行為）は、平成二十年五月二十四日から施行する。

附 則（規程第二千二百三十九号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 理工学部土木工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第二千二百四十七号）

平成二十一年十一月五日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千三百三十一号）

平成二十二年六月三十日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（規程第二千三百八十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成二十三年二月七日）から施行する。

附 則（規程第二千四百四十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成二十四年八月三日）から施行する。

附 則（規程第二千四百四十五号）

この基本規定（寄附行為）は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千四百九十九号）

この基本規定（寄附行為）は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千五百十五号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成二十五年九月十八日）から施行する。

附 則（規程第二千六百二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成二十七年七月二十三日）から施行する。

附 則（規程第二千七百十二号）

この基本規定（寄附行為）は、平成二十九年五月二十日から施行する。

附 則（規程第二千七百五十九号）

この基本規定（寄附行為）は、平成三十年五月二十六日から施行する。

附 則（規程第二千七百四十九号）

この基本規定（寄附行為）は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千七百六十八号）

この基本規定（寄附行為）は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千七百六十九号）

平成三十一年一月十日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千八百十七号）

令和二年三月十六日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千八百六十二号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 理工学部経営システム工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、令和三年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第二千九百二十三号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（令和三年十月十五日）から施行する。

（現に在任している総長の任期）

2 前項の規定にかかわらず、現に在任している総長の任期について、改正前の第四条第三項は、なお効力を有する。ただし、同項は、当該総長の任期満了期日である令和三年十月十四日をもって、失効する。

（評議員会議長・副議長の選任に関する経過措置）

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する評議員会議長・副議長については、この基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附 則（規程第二千九百十三号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 商学部商業・貿易学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日に当該学科に在学

する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第三千四号）

この基本規定（寄附行為）は、令和五年四月一日から施行する。

施行 昭和二六・三・八  
改正 昭和二七・七・二一